

静岡県医療分野の賃上げ・物価上昇対策支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、医療従事者の処遇改善や物価上昇の影響の対応に向けた支援のため、賃金改善を行う医療機関等及び物価高騰の影響を価格転嫁できない医療機関等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 補助金の種類

補助金の種類及びその定義は、次のとおりとする。

(1) 診療所等賃上げ支援事業

この要綱において、「診療所等賃上げ支援事業」とは、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」（令和8年2月26日付け医政発0226第11号厚生労働省医政局長・医薬発0226第2号厚生労働省医薬局長通知、以下「国実施要綱」という。）の「3. 診療所等賃上げ支援事業」に基づき実施する事業をいう。

(2) 診療所等物価支援事業

この要綱において、「診療所等物価支援事業」とは、国実施要綱の「4. 診療所等物価支援事業」に基づき実施する事業をいう。

第3 交付の対象

補助金の交付対象となる者は、別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

第4 補助金の額

補助金の交付額は、別表2-1及び別表2-2のとおりとする。

第5 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
- イ 診療所等賃上げ支援事業申請一覧（別紙様式1-1）
- ウ 診療所等賃上げ支援事業申請書（別紙様式1-2）
- エ 賃金改善報告書（別紙様式2及び別紙）
- オ 診療所等物価支援事業申請書（別紙様式3）
- カ 振込先金融機関の口座が確認できる通帳の写し等
- キ その他知事が必要と認める書類

なお、イからエについては診療所等賃上げ支援事業を申請する場合に、オについては診療所等物価支援事業を申請する場合に、それぞれ提出を要する。

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付の決定及び確定

- (1) 知事は、申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定兼交付確定（以下「交付決定等」という。）を行い、その内容を交付決定兼交付確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。
- (2) (1)の場合において、申請内容が不適当と認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様式第3

号)により申請者に通知する。

第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができること。
- (2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、申請者に対し、事業の遂行状況等について検査を実施したり、報告を求めることがあり、申請者はこれに従わなければならないこと。
- (3) 申請者は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 申請者は、この補助金に係る対象経費につき重複して、補助金その他の金銭の交付を受けてはならないこと。
- (5) この補助金の交付を受けた医療機関等は、厚生労働省又は県が行う、本補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならないこと。

第8 交付決定前の事業着手

この補助金は、交付の決定の前に着手し、又は完了したものについても、補助の対象とする。

第9 交付の取り下げ

申請者は、補助金交付決定通知書に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、第6(1)の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第10 補助金の交付

知事は、補助金の交付に当たっては、第6(1)の規定により交付決定等した補助金の額を申請者が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

第11 補助金の取消し

- (1) 知事は、本要綱に定める補助金の交付を受けた後に、補助金の交付決定等を受けた者（以下「補助金交付事業者」という。）が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなった場合、又は補助金交付事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合、交付決定の全部又は一部を取り消す。
- (2) 知事は、本要綱に定める補助金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

第12 補助金の返還

知事は、補助金の交付決定等を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金の支払が行われているときは、申請者に対し、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第13 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第11(1)の規定により補助金の交付決定等の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (2) 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額 100 円につき 1 日 3 銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、交付対象者が(1)又は(2)の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第14 申請が行われなかった場合等の取扱い

- (1) 第5に定める提出期限までに申請書類の提出がなかった場合は、交付対象者が補助金の交付を受けることを辞退したとみなす。
- (2) 知事が申請書等を受付した後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- (3) 知事が交付決定等を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第15 受給権の譲渡又は担保の禁止

補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金に適用する。

別表 1-1 (第3関係)

診療所等賃上げ支援事業

区分	補助金の交付対象となる医療機関等 (※1)
有床診療所 (医科・歯科) (※2)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料 (※3) を届け出ている施設 又は 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業 (医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く) を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない診療所のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている施設
無床診療所 (医科・歯科) (※2)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料 (※3) を届け出ている施設 又は 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業 (医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く) を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない診療所のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている施設
薬局 (※2)	令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている施設
訪問看護ステーション (※2)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料 (※3) を届け出ている施設 又は 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業 (医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く) を行う職員のための訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ている施設

(※1) 本事業の申請時点で令和8年7月31日までの廃院・廃止を予定している施設は交付対象外とする。ただし、当該施設が同年7月31日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象とする。

(※2) いずれも健康保険法 (大正11年法律第70号) 上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。

(※3) 「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料 (医科)」、「入院ベースアップ評価料 (歯科)」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

別表 1-2 (第3関係)

診療所等物価支援事業

区分	補助金の交付対象となる医療機関等 (※4)
有床診療所 (医科・歯科)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法 (大正11年法律第70号) 上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設
無床診療所 (医科・歯科)	
薬局	

(※4) 令和8年3月31日まで運営を継続している施設を対象とする。

別表 2-1 (第 4 関係)

診療所等賃上げ支援事業

補助対象経費	区分	補助基準額 (※ 5)	
国実施要綱 3. において支援 対象経費とし て定める経費 のうち、実際 に要した額	診療所 (医科・歯科) (※ 6)	有床診療所 (3 床以上)	1 病床当たり 72,000 円以内
		有床診療所 (1～2 床)	1 施設当たり 150,000 円以内
		無床診療所	1 施設当たり 150,000 円以内
	保険薬局	当該保険薬局が所属する同一グループ内の保険薬局の数 (当該保険薬局を含む) (※ 7) により以下のとおり。	
		・ 1 店舗以上 5 店舗以下	1 施設当たり 145,000 円以内
		・ 6 店舗以上 19 店舗以下	1 施設当たり 105,000 円以内
	・ 20 店舗以上	1 施設当たり 70,000 円以内	
	訪問看護ステーション	1 施設当たり 228,000 円以内	

(※ 5) 補助額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか低い方の額とする。ただし算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(※ 6) 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって令和 7 年 8 月 1 日時点の病床数とする。ただし、令和 6 年度補正予算事業「病床数適正化支援事業」(令和 7 年度に繰り越して実施)により同年 8 月 2 日以降に削減した病床数を除くこと。以下別表 2-2 において同じ。

(※ 7) 厚生 (支) 局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書」または「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和 7 年 4 月 30 日時点の数とする。以下別表 2-2 において同じ。

別表 2-2 (第 4 関係)

診療所等物価支援事業

区分	補助金の交付額	
診療所 (医科・歯科)	有床診療所 (14 床以上)	1 病床当たり 13,000 円
	有床診療所 (1 床～13 床)	1 施設当たり 170,000 円
	無床診療所	1 施設当たり 170,000 円
保険薬局	申請者が所属する同一グループ内の保険薬局の数 (申請者含む) により以下のとおり。	
	・ 1 店舗以上 5 店舗以下	1 施設当たり 85,000 円
	・ 6 店舗以上 19 店舗以下	1 施設当たり 75,000 円
	・ 20 店舗以上	1 施設当たり 50,000 円